

飯舘村子ども家庭総合支援拠点イメージ図

高
↑
子どもへ及ぼす危害(リスク)の程度
↓
低

県
飯舘村

児童相談所（県）

- 相談、養育環境等の調査、専門診断等
- 一時保護、措置(里親委託、施設入所、在宅指導等)
- 市区町村援助（情報提供等に必要の援助）

子ども家庭総合支援拠点（健康福祉課福祉係）

- 子ども家庭支援全般に係る業務
 - ・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整
- 要支援児童及び要保護児童等への支援業務
 - ・調査、アセスメント、支援及び指導等
- 関係機関との連絡調整
支援拠点が調整機関の主担当機関を担い、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進
- その他の必要な支援

子育て世代包括支援センター（健康福祉課健康係）

- 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援
 - ・妊産婦等の支援に必要な実情の把握 妊娠・出産・育児に関する相談・助言

役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を実施

一体的支援の実施

要保護児童対策地域協議会

関係機関が情報を共有し、連携して対応

要保護児童対策調整機関

- ・責任をもって対応すべき支援機関を選定→主担当機関が中心となって支援方針・計画を作成
- ・支援の進行状況確認等の管理・評価
- ・関係機関間の調整、協力要請等

教育委員会

保健機関

民生児童委員

児童相談所

義務教育学校・こども園

医療機関

警察